

地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査人
の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査人
選定プロポーザル審査委員会

1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

半田市及び常滑市が共同で設立する地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下、「法人」という。）が運営する知多半島総合医療センター及び知多半島りんくう病院並びに訪問看護ステーションきずなについて、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要があることから、法人の会計監査人に選任される監査法人又は公認会計士の公募を行う。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

会計監査人の選任にあたり、価格のみではなく事業者（配置する技術者、担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があるため、プロポーザル方式により受託候補者を特定する。

2 業務概要

(1) 業務名

地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査業務委託

(2) 業務内容

別紙 1 地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査業務委託基本仕様書による。

(3) 会計監査人の任期

契約締結の日から締結日の属する事業年度（令和 7 年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 34 条第 1 項の規定に基づく半田市長及び常滑市長の承認の日までとする。ただし、法第 39 条の規定による解任等特段の事情がない限り、事業年度ごとの意見書や報告書の内容を勘案し、最長で令和 11 事業年度まで再任する方針とする。

(4) 提案限度額

令和 7 事業年度における契約金額は、19,800,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。なお、この金額には、報酬、交通費、事務費、通信費、財務会計処理等に関する指導・助言等すべての経費を含む。

3 実施するプロポーザル方式の型

公募型プロポーザル

4 提案資格

本プロポーザルに提案する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年 7 月 6 日法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。ただし、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。

- ② 地方独立行政法人に対する監査業務又は病院に対する監査業務を実施した実績を有する者（令和7年4月1日時点）であること。
- ③ 地方独立行政法人法第37条第3項の規定に該当しない者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 参加表明書提出期限の日から受託候補者特定の日までの期間において、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- ⑥ 参加表明書提出期限の日から受託候補者特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱（平成20年要綱第4号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 次の申立てがされていないこと。ただし、イ・ウのうち、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て
- ⑧ 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号及び「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑨ 国税（消費税及び地方消費税を含む）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑩ 令和7年度半田市入札参加資格（物品・役務）及び令和7年度常滑市市入札参加資格（物品・その他委託）を有すること。当該参加資格の登録がない事業者は、プロポーザル参加表明書の提出時点で資格を有するよう、申請手続きを行うこと。なお、審査及び登録には1カ月以上を要する。
- ⑪ その他、本プロポーザルについて、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

5 提出書類

本プロポーザルにおいて提出が必要な書類は次のとおり。

	様式	書類名称	部数	提出期限
参加表明	様式1	参加表明書	1部	令和7年6月5日(木) 午後4時
	様式2	参加者概要書		
	任意様式	業務実績書		
	任意様式	会社概要		

企画提案	様式2	参加者概要書	9部	令和7年6月23日(月) 午後4時
	様式6	提案書		
	任意様式	企画提案書		
	様式7	見積書	1部	
	様式8	非公開に関する理由書		
その他	様式5	質問書	1部	令和7年5月23日(金) 午後4時
	様式3	選定(非選定)通知書	—	
	様式4	提案書提出要請書		
	様式9	特定(非特定)通知書		
		様式10	参加辞退書	1部

6 実施スケジュール

受託候補者選定までのスケジュールは以下のとおり。

項 目	日 程
① 実施要領のホームページ掲載	令和7年5月15日(木)
② 質問の受付期限	令和7年5月23日(金)午後4時
③ 質問に対する回答	令和7年5月27日(火)
④ 参加表明書提出期限	令和7年6月5日(木)午後4時
⑤ 提案資格確認結果の通知 提案書提出要請書の送付	令和7年6月9日(月)
⑥ 提案書提出期限	令和7年6月23日(月)午後4時
⑦ プレゼンテーション審査	令和7年7月29日(火)予定
⑧ 審査委員会の開催	令和7年7月29日(火)予定
⑨ 審査結果の通知、公表	令和7年7月31日(木)予定

7 質問の受付及び回答

プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から令和7年5月23日(金)午後4時まで

(2) 提出書類及び方法

質問書(様式5)に質問事項を記入の上、電子メールに添付して送信すること。なお、電子メールの不達については一切責任を負わないため、必ず下記まで確認の電話を行うこと。

ア) 電子メールの件名

【応募者名】知多半島総合医療機構会計監査人プロポーザル(質問)

イ) 電子メールの送信先

kenko@city.tokoname.lg.jp

ウ) 確認先の電話番号

0569-34-7000 (常滑市保健センター) 担当: 田中・服部

(3) 質問書に対する回答

提出された質問への回答は、質問者を特定できないようにし、また質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理したうえで回答する。

ア) 回答方法

常滑市ホームページ (<https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/proposal/index.html>) のトップページ内の「事業者向け情報」→「プロポーザル」内の本プロポーザルのページに掲載する。

イ) 回答の掲載日

令和7年5月27日(火)までに掲載する。

ただし、すべての質疑事項に対して回答できるとは限らない。また回答日の常滑市役所の開庁時間内に回答するとは限らない。

なお、質問者や質問項目の数が多く、回答の掲載が遅れる場合は、ア)において、回答期日とともにその旨を掲載する場合がある。

8 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 申込期間

公告日から令和7年6月5日(木)午後4時まで

(2) 提出書類及び方法

次の書類を、持参又は郵送で各1部提出すること。

① 参加表明書(様式1)

② 参加者概要書(様式2)

③ 業務実績書(任意様式)

実績が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

④ 会社概要(任意様式)

会社の概要が確認できる書類(会社案内やパンフレット等)を添付すること。

(3) 提出書類の入手方法

提出書類の様式は、常滑市ホームページ(「7 質問の受付及び回答(3) ア) 回答方法」を参照)からダウンロードすること。

(4) 提出場所

提出先は、「16 担当部課及び連絡先」を参照すること。

なお、郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限ることとし、提出期限までに必着のこと。また、提出書類をPDF形式のデータでCD-Rに書込みしたものを同封すること。

また、持参する場合は、事前にアポイントメントをとること。

(5) 参加表明にかかる提出書類作成上の留意点

次の点に留意して作成すること。

- ① 形式は原則としてA4縦判とする。
- ② 使用する言語、通貨および単位・使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。文字のフォントや強調は任意とするが、文字サイズは11ポイント以上とする。

9 企画提案

事務局において、参加表明者の提案資格について確認を行い、提案資格を有する者に対して、**選定(非選定)通知書**（様式3）及び**提案書提出要請書**（様式4）を送付する。送付を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

（1）申込期間

公告日から令和7年6月23日（月）午後4時まで

（2）提出書類及び方法

次の書類を、持参又は郵送で提出すること。

- ① 参加者概要書（様式4）
- ② 提案書（様式6）
- ③ 企画提案書（任意様式）
- ④ 見積書（様式7）

押印が必要なものは、正本1部のみ押印し、残り8部は複写可とする。

提出書類は、表紙、①から④の順番にインデックスを付し、簡易ファイルに綴じて提出すること。

（3）提出書類の入手方法

提出書類の様式は、常滑市ホームページからダウンロードすること。

（4）提出場所

提出先は、「16 担当部課及び連絡先」を参照すること。

なお、郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限ることとし、提出期限までに必着のこと。また、提出書類をPDF形式のデータでCD-Rに書込みしたものを同封すること。

また、持参する場合は、事前にアポイントメントをとること。

（5）企画提案書（任意様式）の作成上の留意点

企画提案書は次の点に留意して作成すること。

- ① 形式は原則としてA4横判とする。ただし、図表等の表現の都合上、A3判資料を片袖折し挿むことも可とする。
- ② 使用する言語、通貨および単位・使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。文字のフォントや強調は任意とするが、文字サイズは12ポイント以上とする。
- ③ 両面印刷（長辺とじ）とする。ただし、A3判資料については、両面印刷（短辺とじ）とする。
- ④ ページ番号は、表紙や目次を除いた部分を通し番号とし、各ページの

下部中央に印字すること。A 3判資料を使用したページについても同様に下部中央に印字すること。

- ⑤ 企画提案書のページ数は20を上限とし、表紙・目次・中表紙はページ数に含めない。
- ⑥ 企画提案書の内容は、専門的知識を持たないものでも理解できるよう、簡潔かつ理解しやすいものとする。
- ⑦ 企画提案書は「地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査業務委託基本仕様書」に基づき、次の事項を踏まえて提案すること。

(6) 見積書（様式7）の作成上の留意点

提案内容を実施するのに要する費用を記入し、積算根拠となる**見積金額の内訳書**を任意様式で添付すること。なお、内訳書には、実施する業務内容ごとに、従事する担当者の職位の単価および業務時間数を記載すること。

(7) 提案書の取り扱い

- ① 提出後の記載内容の変更・追加は認めない。ただし、記載内容に疑義がある場合や審査に必要と認められる場合は、審査委員会より追加提出を求めることがある。
- ② 提案書の作成・提出等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。
- ③ 提出された提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。
- ⑤ 応募書類等については、他の参加者に知られることのないよう常滑市が責任をもって厳重に保管する。
- ⑥ 受託候補者となれなかった者の提案については、その者の了承を得ることなく、その全部または一部を利用することはない。
- ⑦ 提案する企画提案書について、常滑市情報公開条例に基づく開示請求が行われた場合に、常滑市情報公開条例第6条第1項第3号の規定により、法人等の競争上または事業運営上の地位を害する情報にあたる認められ、非公開とすべきと考えられる部分及びその内容がある場合は、「情報公開に係る非公開に関する理由書（様式7）」を提出すること。

10 プレゼンテーション審査

(1) 日時及び場所

日時：令和7年7月29日（火）午後 予定

場所：常滑市保健センター（知多半島りんくう病院2階）

プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とし、開始時間・会場等の詳細については別途通知する。

(2) 審査委員会

審査は、常滑市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づいて設置する「地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査人選定プロポーザル審

査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、受託候補者を特定する。

なお、審査委員会は非公開とし、審査委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せ及び異議申し立ては一切受けないものとする。

(3) プレゼンテーションの概要

ア) 説明時間

30分以内（プレゼンテーション10分、質疑応答20分）予定

ただし、参加表明書を提出した事業者数によっては説明時間を変更することもあり得る。なお、プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

イ) 出席者

3名以内

本業務全般の管理を行う業務責任者は必ず出席し、本業務に携わる担当者も1名は出席すること。

ウ) プレゼンテーションの留意点

- ① 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこと。企画提案書以外の資料を用いてプレゼンテーションを行うことは認めない。
- ② プレゼンテーションは本業務に携わる担当者が行うこと。ただし、業務責任者との交代は差支えない。
- ③ 提出された提案書によるプレゼンテーションとするが、スクリーン等を用いてのプレゼンテーションも可とする。
- ④ スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、電源・延長コードは審査委員会において用意する。なお、接続の不良等による不具合について審査委員会は一切責任を負わない。

エ) その他

- ① 質疑応答は、審査委員が提案者に対し質問を行う。質問に対する回答は、出席者の誰が行ってもよい。
- ② 受付時に身分証を提示し、参加者の名刺を提出すること。また、参加者は地方独立行政法人や病院の監査業務実績等を記載した経歴書（任意様式）を合わせて提出すること。
- ③ プレゼンテーションの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

1.1 評価方法及び評価基準

審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション審査の内容により総合的に判断して受託候補者を特定する。

(1) 受託候補者の決定方法

- ① 審査委員は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、それぞれ独立して審査基準に基づき評価点を付ける。
- ② 各審査委員が最も高い点数を付けた提案者をそれぞれの1位とし、1位の数を最も多く獲得した提案者を受託候補者として特定する。
- ③ 1位の数を最も多く獲得した提案者が複数である場合は、当該提案者

のうち、すべての審査員の評価点の合計（以下「合計点数」という。）が最も高い者を受託候補者とする。合計点数が最も高い提案者が複数ある場合は、**別紙2**評価基準のうち、①～③の定性評価項目の点数の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、見積書の金額が最も低い事業者を受託候補者とする。

④ 提案者が最低限満たすべき点数の基準は、合計点数が6割以上であることとし、この基準を満たす者がいない場合は、再度、選定等を行うものとする。

⑤ 提案者が1者のみの場合でもプロポーザルは成立することとする。審査の結果、合計点数が6割以上である場合に限り、特定できることとする。

(2) 評価基準

別紙2地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計監査人の選定に係る公募型プロポーザル審査に関する評価基準のとおり。

(3) その他

① 受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点の事業者を受託候補者として特定する。

② 審査委員会は非公開とし、審査の経過や審査結果に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

③ その他審査に必要な事項は、委員長が別に定める。

1 2 結果の通知及び公表方法

(1) 結果の通知

全ての提案事業者に「**特定（非特定）通知書（様式9）**」により通知する。
なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

(2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、常滑市ホームページで公表する。

1 3 契約の締結

本プロポーザルにおいては、業務に適した受託候補者を選定するのみであり、常滑市及び半田市との契約関係は生じず、法人と受託候補者との間で業務委託契約を締結することとなる。契約締結までの流れは次のとおり。

(1) 選定の通知

審査委員会の委員長は、受託候補者を特定した場合は、遅滞なく、半田市長及び常滑市長にその旨を通知する。

(2) 会計監査人の選任

常滑市長は、半田市長と協議を行い、本業務を行うに適している場合は、受託候補者を会計監査人として選任し、法人に対して通知する。

(3) 契約の締結

法人は、選任された会計監査人と法人の契約規程による随意契約の手続きにより、業務委託契約を締結する（令和7年8月～9月下旬を予定）。

本プロポーザルにおける選任は、令和7年度から令和11年度までの複数事業年度を前提としているが、法人との契約は単事業年度の契約となる。なお、令和8年度以降の契約は令和7年度を基本とするが、業務内容に応じて契約内容の変更を行うことがある。

14 失格または無効

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格または無効とする。その場合、候補者をのぞく本プロポーザルに参加した者のうち、順位が上位であった者（次点者）から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな候補者として交渉を行うことができるものとする。

- ① 提出書類に虚偽があったとき。
- ② 受託候補者として特定された後に、次のいずれかに該当し本業務の契約について締結の見込みがないと判断したとき。
 - ア 会社更生法又は民事再生法に基づく申し立てがなされた
 - イ 常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けた
 - ウ 半田市指名審査等事務取扱要綱に基づく指名停止措置を受けた
- ③ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- ④ 他の提案者と提案書の内容またはその意思について相談を行ったとき、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- ⑤ その他、受託候補者として特定された後に、「3. 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

15 その他留意事項

(1) 企画提案に関する事項

- ① 企画提案は1事業者につき1提案とする。
- ② 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ③ 企画提案書に記載された業務執行体制（統括責任者、担当者等）の変更は、原則認めない。

(2) 免責等に関する事項

- ① 電子メールの送受信について通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない（電子メールの添付容量の上限は8MB未満であり、これを超えるものは受信できない）。
- ② 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

(3) その他

- ① プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- ② 参加表明を取下げの場合は、令和7年6月20日(金)午後4時までに「参

加辞退書（様式 10）」を持参にて提出すること。提出先は「1 6 担当部課及び連絡先」を参照すること。

1 6 担当部課及び連絡先

〒479－8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3
常滑市こども健康部健康推進課 担当 田中・服部
（知多半島りんくう病院2階 保健センター）

TEL：0569-34-7000

FAX：0569-34-9470

E-Mail：kenko@city.tokoname.lg.jp

※提出物持参場所も同様とする。